

公式ユニフォーム着用規程

特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟が派遣する日本代表選手団の統一を図るために支給するスポーツウェア（以下「公式スポーツウェア」という）の着用基準を定めるために制定する。公式スポーツウェアは、競技時着用するユニフォームをはじめ、ウオームアップ時に着用するスポーツウェア、シャツやパンツを意味する。

(着用の規定)

- 第2条 当連盟日本代表選手団として国際競技大会に参加する者（以下「代表選手」という）は、その自覚と誇りを持って公式スポーツウェアを着用しなければならない。
2. 当連盟が推薦し、日本パラリンピック委員会が派遣する、国際大会（パラリンピック、アジアパラ大会等）においては、日本パラリンピック委員会の定める、ユニフォーム規程を遵守する。
 3. 代表選手は、以下の行事に参加する際、公式スポーツウェアを着用しなければならない。
 - ①大会期間中（出発から帰国まで）
 - ア) 試合、練習、表彰、選手村、報道取材等においては、公式スポーツウェアを着用しなければならない。但し、選手村宿泊棟内は除く。
 - イ) 結団式、解団式等大会期間中に行われる公式行事においても、公式スポーツウェアを着用しなければならない。
 - ② 大会期間中以外
 - ア) 公的機関及び選手が所属する団体等が主催する、壮行会、祝賀会表、表彰等の行事。
 - ③その他、当連盟が公式スポーツウェア着用を指定した行事に参加するとき。
 4. 代表選手は、当陸連主催の報告会、公的機関への表敬訪問、商業色のない学校訪問や体験会等、教育に資する事業に参加する場合は、公式スポーツウェアを着用することができる。
 5. 当連盟公式協賛以外の企業等での撮影、CM等の出演に公式スポーツウェア着用は認められない。（当連盟公式協賛スポンサー保護のため）

(保管)

第3条 代表選手は、大会期間中、支給された公式スポーツウェアを常に清潔に保つように心がけなければならない。

(返還)

第4条 代表選手として相応しくないとして日本代表選手団より除籍された場合には、直ちに支給された公式スポーツウェアを返還しなければならない。但し、有償にて購入した者については、その着用を禁止する。

(禁止事項)

第5条 公式スポーツウェアは、第三者に譲渡ならびに貸与してはならない。

2. 当連盟が許諾する以外の商標・ワッペン・マーク等を公式スポーツウェアにつけてはならない。
3. 代表選手は、公式スポーツウェアを当陸連の許可なく販売、または商業的なオークションに出品してはならない。
4. 第2条2項から4項に規定する内容以外の用途で公式スポーツウェアを着用してはならない。

(届出の義務)

第6条 公式スポーツウェアを紛失、盗難または破損、汚損した場合には、速やかに当連盟へ届出なければならない。

(支援役員等の着用)

第7条 当連盟が日本代表選手団の支援役員等に認定した者の服装についてもこの規程を準用するものとする。

(その他)

第8条 この規程に特に定めのない事項については、当連盟の取り決めに従うこと。

付則

この規程は平成30年9月24日施行